

大自協発第1号
令和3年1月4日

東大和市自転車等駐車対策協議会委員 各位

東大和市自転車等駐車対策協議会
会長 五十嵐 弘 幸

令和2年度東大和市自転車等駐車対策協議会における
書面会議の開催について（通知）

新春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当協議会にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、令和2年度の当協議会につきましては、2月上旬を開催目途とし日程調整を行って
おりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、開催形式を書面会議とする
ことといたしました。

つきましては、下記のとおり実施いたしますので、ご確認の程、よろしくお願いたします。

記

1 議 題

(1) 自転車等駐車対策の現況について（報告）・・・別添資料のとおり

2 スケジュール

1月上旬	開催通知、資料及び回答書の送付
1月20日（水）	<u>回答書の提出期限</u> ※返信用封筒をご利用ください。
2月中旬	回答書の取りまとめ等を各委員に送付

事務局 東大和市都市建設部 土木課 交通安全対策係
電話563-2111 内線1213

1 書面会議開催の検討背景

新型コロナウイルス感染症にかかる都内の感染状況は、第3波の増加状況下にある中で、今年度の当協議会の開催案件については、諮問などの重要事項案件がなく、自転車等駐車対策の現況についての報告を予定している。

このようなことから、各委員の安全確保及び新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、やむを得ず書面による開催とすることとしたい。なお、書面会議開催の根拠規定はないため、東大和市自転車等駐車対策協議会規則第9条の規定に基づき、会長の事前了承（令和2年12月2日付）を得たことにより、本決裁をもって協議会として開催することとしたい。

2 スケジュール

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1月上旬 | 開催通知、資料及び回答書の送付 |
| 1月20日（水） | 回答書の提出期限
※返信用封筒を利用して回答してもらう。 |
| 2月中旬 | 回答書の取りまとめ等の送付 |

3 協議会の書面会議成立について

開催通知、資料及び回答書の送付をもって、当該委員が会議に出席したものとみなし、過半数の委員の送付（出席）により、書面会議が成立したものとする。

4 報酬について

書面会議出席者〔上記3の送付者〕に対しては、通常報酬を支払うものとする。※報酬辞退者を除く。

5 会議の傍聴について

書面会議による開催とすることに伴い、会議の傍聴はできなくなるが、各委員の質問や意見等の内容について、市の公式ホームページに公開することで対応する。

令和2年度東大和市自転車等駐車対策協議会（書面会議）回答書 取りまとめ

1 議題（1）自転車等駐車対策の現況について（報告）（資料1～10）

通し 番号	委員からの意見	市の考え方
—		なし

2 その他ご意見等ありましたらご記入ください。

通し 番号	委員からの意見	市の考え方
1	<p>都営桜が丘団地12号棟西側ピロティ内に玉川上水駅が近いため、外部の自転車を置かれる事があります。当団地の自転車には、自治会発行シールを自転車に貼っています。貼っていない自転車には、日付・時間・防犯登録番号を荷札に第1回目と記載して、ハンドルに取り付けています。2回目以降は鎖をかけて、「2,000円を徴収します」と書いておくと、2回目以降は置かなくなりますが、置く場合もあります。</p> <p>また、年1回団地全体の自転車40～50台整理をしています。中に外部の自転車15台がまじります。</p> <p>なお、令和2年はコロナで中止しました。</p>	<p>団地敷地内の放置自転車対策につきましては、大変ご苦労されていることと推察いたします。</p> <p>市の放置自転車対策（撤去等）は、駅周辺の自転車等放置禁止区域（主に市内の公道）に放置している自転車や第1種原動機付き自転車（50cc以下のバイク）を対象に撤去活動等を行っております。</p> <p>団地敷地内の放置自転車の対応につきましては、都営住宅の管理者であります、東京都住宅供給公社に相談され、対応方法等をご確認されてはいかがでしょうか。少し疑問に感じたところは、仮に「2,000円徴収します」とありますが、その警告者名が自治会名でなく管理者名で警告するのであれば、問題はないと思われます。</p> <p>また、放置されてしまう自転車置場には、警告看板として、例えば「警告 自治会発行のシールが貼っていない自転車は、駐輪禁止です。発見次第、撤去・処分します。 管理者 東京都住宅供給公社」などの看板を設置して、事前警告しては、いかがでしょうか。</p> <p>なお、盗難自転車等の確認につきましては、交番や警察署に照会をしていただければ、確認ができ、盗難の手配がある自転車等は警察で対応していただけます。</p>

2	<p>自転車利用者の守るべきルールと安全利用の促進PR。特に高齢者安全運転パンフレット等の配布。 ※マナー違反者が多く見受けられ、事故防止のため。</p>	<p>市では、「自転車安全利用五則」の定期的な市報の掲載や各駅周辺の自転車等駐車場に掲示するなど、周知に努めております。なお、今後は市公式ホームページにも「自転車安全利用五則」を掲載する予定であり、さらなる周知を図ってまいります。</p> <p>なお、交通安全啓発用パンフレットにつきましては、東京都や警視庁で作成された物が市に配布された場合は、公民館等に設置し周知を図っております。</p> <p>また、高齢者に対する安全運転の啓発につきまして、市では年に1度、高齢者を対象とした体験型交通安全教室を開催し、自転車をはじめとする交通安全教育の推進に努めております。</p>
---	---	---